## 公告

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定した。 平成29年10月18日

福島県知事 内堀 雅雄

	指定年月日	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	平成29年9月12日	福島県指令南建第883号	秡川 忠信 白河市久田野宮前7番地	白河市久田野北裏30番1	43.49	6.00
2	平成29年9月12日		株式会社 トーヨー不動産 代表取締役 岡田 庄治 相馬市中村一丁目2番地の3	南相馬市鹿島区鹿島字中町20番4	55.88	4.50~6.00
3	平成29年9月15日	福島県指令相建第44-2号	渡部 和志 相馬郡新地町駒ヶ嶺字原159番地	相馬郡新地町駒ヶ嶺字原226-3, 2 27-3, 228-3, 233-14	73.28	4.05~6.25
4	平成29年9月15日	福島県指令相建第44-10号	有限会社 斉藤工務店 代表取締役 齋藤 孝司 相馬市黒木字勝善116番地の1	相馬市黒木字勝善112番4,字諏訪 田63番外先,63番外先の一部,86 番1外先	58.26	6.00

福島県指令建第2003号

## 公 告

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり廃止した。 平成29年10月18日

福島県知事 内堀 雅雄

	廃止年月日		道路の築造者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	平成29年9月12日	29相建2015号	楢葉町長 松本 幸英	双葉郡楢葉町大字前原字浜川田62 番2	19.37	4.00~6.00